

—

その他すべての金融関係の業界におきましては、資金調整委員会といふものを作つております。それで、重要な産業に資金を供給する、しからざる全く反対の不必要な資金はこれを抑制するということを主張的につけておるわけですがございまして、この法律がなくなりまして、今回ようやく廃止をするというふうにきめた次第でござります。

○柴谷要君 大体の経緯はわかりましたけれども、法務省の見解として述べられておりますのは、金融機関融資準則を廃止したいということで、大蔵省から法務省に一昨年でございましたから出された。この準則を廃止するというと、金融緊急措置令という法律がありますが、これも無意味なものになる。これを廃止をするということになると、經濟関係罰則ノ整備ニ関スル法律にも影響してくる、こういうふうにたいへんな関連性を持つた法律である、こういうふうになつておるので、慎重を期してきました、こういうふうな法務省の見解であった。ところが、準則のほうはさておいて、緊急措置令廃止法案が出てきた。こういうことについて、この中に盛られております措置令の法律として果たしてきた役割は、今日の段階では全然何にも要らない、これに抵触するものはないのだ、こういうふうな見解をお持ちになつてこの廃止を決定をして出されてきたのが、多少触れるところはあるけれども、もう大半がこの法律は無意味なものだ、こういうことでお出しになつてこれらたのか、その点、少し詳しくお話をい

○政府委員(高橋俊英君) ただいま法務省の方がお見えになりましたので、刑法に関する、特に経済関係罰則(ノソシ)備ニ閣スル法律ですか、それの方面につきまして技術的なことは法務省のほうからお答えがあると思いますが、太蔵省のほうの見解といたしまして、この準則を廃止するということは中身をなくするものであるから、したがいなくすることに踏み切つたということは、牛ほど申し上げたとおりでございます。それによりまして、罰則のほうは、ここに掲げられておる金融機関の職員に関する罰則はなくなるわけでございましょうが、これはそういう、まあたとえて申しますれば、収賄というふうな事例につきまして、今までは公務員同様の罰則があったと。それがなくなることについて不都合がないかというお尋ねの趣旨だと思いますが、私ども、むろん、金融機関の職員がこの法律がなくなったからといって、そのような行為をなすことは道義的にも許しがたいことであると存じます。しかしながら、これを罰則によって規制しなくとも、すでにこれらの趣旨は金融機関にもよく徹底しておりますし、この法律がなくなつた後におきましては、ますますそういうふた道義心といいますか、金融機関の公共性にかんがみまして、そのような不都合な行為はあるべきでないということを徹底し、いってみれば、綱紀をますます厳正にして遺憾のないようにしたいと考えておるわけでござります。

○柴谷要君 金融緊急措置令の問題と、経済関係罰則／整備ニ関スル法律と、こう関連を持つておるわけでございますが、この経済関係罰則ノ整備関スル法律、このほうは大体法務省所管事項でござりますね。まあそういう形になつておるのですが、先ほんちよつと疑問をお互いに抱いたのは、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律「別表乙号第二十四号を次のように改める。」として、「削除」ということがこの緊急措置令を廃止する法律案年うたわれてきたわけですね、この出方。本来であれば、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の一部改正ということことで、「別表乙号第二十四号を次のことなく改める。」「削除」、こう国会に出されるのが、僕らは順序じやないかと申うのですが、これが他の法律をこなすたつて提案されておるというこの姻縁、これが正しいのかどうか、この点をひとつ数えていただきたいと思う。緊急措置令に二十四号の削除、こういう項目はないわけです。経済罰則のほうは、なぜ経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の一部改正として出されてこないものか、こう思うわけです。そうなると、その改正は法務省のほうで法務委員会のほうに出ていかなきやならぬ、大蔵委員会ぢやない、こう思ふのですが、この出し方についてちよつとどうも、しろうとでござりますから、どうぞ丁寧に教えていただきたいと思います。

○説明員(羽山忠弘君) 別に、実質的に御審議をいただいておるわけでございまして、決してこの附則のほうで整備二関スル法律は、御承知のように、としますことが特に不都合であるということはないよう思うのでございまして、その各省のほうで、いろいろな法律の改廃をなされましたときに、その附則で経済関係罰則ノ整備二関スル法律をいじるということは、別にそう不都合ではないのではないか、こういうふうに考へて見る次第でございます。

○柴谷要看 私はこんなことであえて論争しようとは思わないが、法律を作った場合には、だれのために法律を作るのかといえば、国民のために作るのです。国民に一番見やすい法律を作ったのが立法府の考え方でなければならない。そういうふうに考えてみると、確かにこれは、専門家が国会で審議する場合にはこれでいいんですよ。別に不便は感じないのでけれども、独立立法がここにある、ところが、他の立法を廢止するときに、その法律を、他の独立立法の内容までもここにうたうことがほんとういえば正しいのか、そうでなく別々にやつたほう

が正しいのか、こういう議論なんですかから、だから、これは親切にいくならば、独立立法の内容を変える場合は、ちゃんと一部改正で出されたほうが筋の通った行き方ではないかというふうなことを質問するわけです。そうすればわかり方が早い、こう思うわけです。で、あなた方、専門家ですから、つまらない質問をしゃがると、こう思はかもしれません、まあこの問題については、そういう扱いが正しいようだ感じがしましたので、御質問を申し上げたわけです。今の答弁でわかりました。

そこで、次の問題をお尋ねしたいと思うのですが、この法律は、御承知のとおり、非常に古い法律でありまして、今まで早く廃止しようという気持ちが政府自身においてになつたようでありますけれども、なかなか関連の問題がたくさんあるので、廃止に踏み切れなかつたけれども、今次国会にこれを提案してきた、こういう経緯が衆議院の刑事課長さんの答弁で、速記録を見ましてよくわかりました。しかし、法律にもいい法律と悪い法律があると思うのですが、これは常識的にわれわれが見た場合に、廃止するのだからいい法律でないことは間違ひありませんが、あなた方今までこれを振ってきたて、こういう法律がなくともいいんだとお考えになつたことござりますか。

○説明員(羽山忠弘君) 形式的にはこの法律は、ごらんのように、非常に整理が悪くなつて参っております。したがいまして、ただいま仰せの国民にわ

かりやすいという意味から申しますが、現在の姿における経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律は何らかの形で直ざなければいけない、かように考えているのでござります。その次に実質でございますが、たとえば別表乙号に、先ほども申し上げたよう、各省所管の各種団体の名前を掲げまして、それの贈収賄あるいは秘密漏洩というようなものを处罚する建前になつておるのでござりますが、これは戦事中におきましては、あるいは戦後の統制経済を実施しております、経済状態が非常に異常な時代におきましては、一応法務省において総括的にこの法律を運用するという立場から考えてやるのが適当であるという判断のもとになされたことと思うのでござりますが、その後いろいろ統一的にものを考えるような時代ではなくなつて参りました。したがいまして、今回提案になつておりますように、はたして銀行の役職員がどの程度まで金融統制の仕事をやっているのであるらうか、あるいは、その金融統制をやつてしているといつてしまして、それらのものの汚職あるいは秘密漏洩というようなものを、刑罰の制裁をもつて規律していくのが適當であるかどうかということにつきましては、法務省の判断というよりは、所管省である大蔵省その他各省の御判断に待つのが正しいという考え方になつておりますが、この法律は、そういう観点からいたしましても、再検討をいたしました、近い将来に何らかの手当をいたさなければならない、かように考へておるのでござります。

用によって事件として取り扱われております件数なり、あるいはできれば、別に名前を申し上げるということではございませんが、どういう程度のことを犯罪として検挙しているか、そういうものについて差しさわりのない範囲で、御無理かと思いますけれども、御説明を願いたい、こう思います。

○説明員(羽山忠弘君) このたびの法律案を国会に提案されますに際しまして、去る三月二十八日をもちまして、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反事件といったまして、その当時全国の検察庁で受理いたしておりまする事件、並びに裁判係属中の事件の調査をいたしたのでございます。その概要是、総人員にいたしまして当時八十八名でございまして、そのうち検察庁の段階でまだ未処理となつておりますのが十一名でございまして、裁判所の一審に係属しておりますのが四十八名、二審、すなわち高等裁判所に控訴して係属いたしておりますものが十名、最高裁判所で三審係属中というものが十九名でございます。

その事件の内訳でございますが、御承知のように、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反と申しますのは、このたびこの廃止の提案がなされておりまする銀行、相互銀行、保険会社というような金融機関のほかに、判例上、この法律第一条にいう特別の法令により設立されたものあるいはそれに準ずるものとなつておりまする農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用組合といふようなものの役職員に関する犯罪があるのでござります。それから、この法律の第二条にやはり規定がございますが、独占事

業、すなわち懸案になつておりますのが電氣事業と鉄道事業でござります。その内訳を申し上げますと、銀行、相互銀行、保険会社の関係におきましての贈収賄として起訴いたしておられますのが、先ほど申し上げました十八名の中で三十一名でございます。それから電氣事業、これはたとえば電力会社が石炭の購入にあたりまして、電力会社の役職員が石炭の業者からいろいろをもらつたというような案件にかかるものが十一名、それから鉄道事業に関するものが二名、その他が先ほど申し上げました農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用組合、かような団体の役職員の收賄でござります。したがいまして、秘密漏泄というようなことで起訴になつておる事件はございません。

○説明員(羽山忠弘君) この係属をいたしておりますが、それぞれがいつ起訴になりましたか、ただいま正確に承知いたしておらないのですが、それが非常に長く裁判にかかります。たゞがいまして、たとえばこれが今から五年前、六年前、あるいは七年前といふときに犯されたものであるのと、最近犯されたものとのによりまして、非常に犯情が違うと思うのですが、どうぞお聞きください。したがいまして、個々の事件につきましては、一般刑法犯と比較いたしまして、決して特にこの関係の犯罪のほうを重くするとか軽くするとかいう処分はしていないと思うのでござりますが、最近のこの処理の態度と申しますか、法務省が最高検を通じまして現場に指示いたしておりますところを御参考までに申し上げますと、すでにこのたび法案を提案をしておるようなことになつておりますし、また、経済関係罰則、整備ニ関スル法律全般にわたりまして、先ほども申し上げましたように、再検討を要する段階になっておりますので、本年になりましてから、この関係で起訴いたしました場合にはきわめて慎重な配慮をしておりますが、すべてこの関係の法律につきましては、事実上検事総長のところまでの裏請を要する。そして本年になりますとも起訴が一件か二件あるようございますが、それはこの法律の違反だけで起訴しておりません。たとえば、ある信用金庫の役員が

わいろをもらいまして、しかもその贈賄者に対し特にその所属しておりますが、団体の不利益において金を貸し付けられる、もう少しはつきり申し上げれば、背任あるいは横領的な行為を伴つた贈収賄、こういうようなものをふんまえまして処分いたしておるよう考へるのでございます。

○柴谷要君 廃止をされますというと、もとの親の法律がなくなる。しかしながら、この法律は廃止をいたしましたが、この法律の施行前における行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例に従つてやるのだ、こういうことになりますというと、その八十八名の人たち、一審、二審、あるいは最高裁の、あるいは未処理の十一件等も処理されると思うのであります。根本である親法律がなくなつてしまつて、そしてこれから審理を続けるという事になるというと、たいへんな精神的な面においていろいろな苦労が生まれてくるのじやないか、こういうふうに思いますけれども、これに對して刑事課長さんにお尋ねするのはどうがいいのか、それとも、先ほどお尋ねがいいのか、それとも、先ほどお尋ねしましたように、親法律がなくなつてしまった問題でありますけれども、これに對して犯した行為であり、そう、何といいますか、激しいものでないということならば、あとに引かないようなきちっとしたものにしてしまうこともまた一面法律改正の行き方ではないかといふうに考へられるのでありますけれども、この点に対する見解をお持ちになつりましたら、これは非常に微妙な問題

でござりますから、ひとつ法務省の自解というようなことをお尋ねするわけではなしに、刑事課長としての御所目でもございましたら、お聞かせを願いたい、こう思います。

○説明員(羽山忠弘君) 実は、必ずその御質問をちょうどいいするということでおございまして、大臣から十分にひとつ御説明を申し上げるようとに、いう命令を受け参つておりますので、一言申し上げさせていただきます。

この法律の立案に際しまして、閣議が行なわれましたときに、もうすでに、これからこの二十四号を廃止してしまうのであるから、現在の係属中の事件につきましても、「從前の例によることをしないとする」というようなことで、すかと全部やめてしまひうだ。すなわち現在係属中の——係属中と申しますが、係属中のものは二十六名で、三月二十八日現在で検察庁の未済が五名でございますが、いずれにいたしましても、この三十一名が問題になるわけでございます。そのうちで、一審係属中が二十名、二審係属が二名、三審係属が四名、こういうふうに、どちらかと申しますと非常に少ない人數の人々の、まあ直接は、理論的には何もこの人々の問題ではないわけでございますが、事実上はこの人々の問題になつて参るわけでございまます。

これは確かに法律を廃止いたしました場合に、刑法の大条の刑の廃止に該当するものといたしまして、処罰しないものとするということを行なつた例があるわけでございます。それは、御承知のように、終戦直後刑法におきまして姦通罪その他を廃止いたしました。

た。それから、治安維持法その他のいろいろな法律を廃止いたしました。例の、ボツダム宣言受諾に伴つて改廃をする法律というものがございまして、それによりましていろいろ廃止いたしました。その中には、そのほかに、たとえば陸軍関係、海軍関係というような事柄に伴う罰則と、いろいろなものがありまして、それから一番有名なのは不敬罪でございますが、不敬罪を廃止いたしまして、それにつきましては、この廃止前にした行為についての罰則の適用については前回の例によるというようなことはいたさなかつたわけでござります。これは非常に高度の判断に基づく立法政策の問題でございまして、当時の政府なり国会なりが、不敬罪を廃止して、なお昔にやつた不敬罪は处罚するというようなことについては政策的に妥当ではないのではないかという御判断のもとになされたと思うのでございますが、ただこの種の統制経済関係法令につきましては、その後も改廃のつど、一応こういう「従前の例による」という形を残すのが例になつておることは、御承知のとおりでございます。

これがなくなったときには全部無罪といふことに相なりますと、いすれこのとうな統制経済関係法令といふものは、戦争中とかあるいは戦時の非常に窮屈な経済状態のもとに作られまする非常に特殊な臨時的なものでございまして、違反をうまくやつて、逃げ回りもできますが、裁判が非常におくれるという事実があるわけでございます。したがいまして、もし意識的に裁判を引き延ばすというようなことが行なわれましては、これははなはだ遺憾なことだというふうに考へるわけでございます。そこで、それやこれやを考量いたしまして、おそらく従来の経済統制関係の法令の罰則を初めといいたしまして、一般に行政を取り締まり法規の罰則の廃止の際には、こういう経過規定を置くことが例となつておるよう見受けるのでございまして、この経済関係罰則ノ整備に關する法律につきましても、戦後二回にわたりまして改正が行なわれておるのでございますが、そのつどこのような経過規定を置いて参ったのでござります。

予とかいうようなことの弁論にきわめで役立つ事実でございまして、裁判を受ける方々のためにはこの法律が廃止されいくということは非常に有利な情状ではなかろうか。それをさらに一歩を進めて、これを免訴に該当するよう措置するということは、すでに裁判を受けた人、たとえばこの種事犯におきましても略式命令などというものがございまして、略式命令による手続が可能な場合があるのでござりますが、さうさて罰金を取られてしまったというような人々も相当数あるわけですがございますが、そういう人々はさつきやられたばかりに処罰を受ける、そうでなくて何か裁判を延ばしていくものは、結局は免訴になっていく、これははなはだおもしろくないのではないか。特に現在の政府におきましては、政治の姿勢を正すというようなことをいまして、そのような政府が、その動機はどう、お考えはどうありますよ一つの政策の中に掲げておるわけでございまして、この提案のような形で第三者の免訴をねらって措置するような立法を国会に提案するということは、はなはだ当を得ないという御方針になりまして、この提案のような形で提出されたんだというふうに私どもは承っておりますのでござります。

以上がこの場合の経過規定を置きました政府の考え方でござります。

○柴谷要君　まあ、最後にもう一言ですが、こういうような経過規定のない改正が行なわれたのは、一、二の例をおあげになりましたけれども、これはやはり民主化に逆行するような、時代の変遷に伴つて上がった法律であり、古い法律が今日の情勢に適応しな

いといふことで思い切つたことをやらされた、しかし経済事犯の問題についてはちゃんと経過規定を残して今日まできておると、こういう説明で、よく法務省の見解はわかりました。あえてこの質問をしたのは、あなたが先入観を持つて答弁されてるような感じがしたことは、何か今日問題になつておる、事件になつておる人たちを免訴してもらいたいがためにわれわれがこういう質問をしているように、先入観を持つて答弁されたとすれば、これは間違いで、われわれはあくまで慎重審議をする中においてこの問題の終結を見たい、こういうことでござりますから、しかし、大臣から特に言われたという御懇切な答弁がありましたので、よく真相がわかりましたので、多少時間をかけて慎重に審議をして参りたいと思います。時間の都合上、本日は質問をこれで終わります。

のですが、これらの農作物の被害はひとり麦ばかりでなく、菜種、あるいは蔬菜、果樹等にも、それぞれ程度の差がありますが、非常な被害があったのがあります。七月は御承知のように税の予定申告の時期になつておりますが、したがつて、第一期の分も納税をする建前になる。これに対してもうお考えを持つておられるのですか、それをお尋ねいたしたいと思います。

○説明員（喜田村健三君） 今回の長雨で農作物の被害が相当全国的に出ているということは、ただいまお話しのとおりでございます。これに対しまして税の面でどのような対策をとっているかということにつきまして申し上げますと、まず今お話しのありました三十八年分の所得が被害のために相当減少すると、こうただいま見込まれるもののがございますので、そうしたものば、七月に納期の到来いたします予定納税額、これの減額申請をやつしていただくことになつております。これは六月一日の現況で昨年よりも所得が減ると見込まれる方は、減額承認申請を六月中に出していくいただく。特定の場合には、七月一日の現況で七月十五日までに出していくいただく。そして出されましした承認申請につきましては、今回の長雨が七年来の本格化的なつゆによるものであるというような事情に顧みまして、できるだけ災害の場合に準じた取り扱いをして承認するようになっております。すでに会議等で連絡しましたし、指示をいたすことになつております。

それから、それでは、今のは税額の計算の問題でござりますが、そのほかに納期をどうするか、あるいは納税猶予をどうするかという問題について申

し上げますと、災害がありました場合には、一律に地域を指定して申告期限あるいは申請期限、納期限というものを延長する措置が取り得ることになりますが、今回の雨は全国一律には、状況がいろいろ変化いたしますので、こうした地域を区切つて指定して期限を延長するという措置をとるまではまだ至っておりません。ただ、個々の納税者の方々の事情によりまして、どうしても期限内に申告あるいは納税ができないというような事情のある方の場合には、個々に申請していただいて、それで申告申請期限、たとえば今の減額承認の申請の期限を延ばしますとか、あるいは納期限を延長するということを申請していただいて、それに対しましては実情に即して臨機に適正な処理を行なうということを指示いたしております。

るということにつきまして、万全の手
を打つようにならざることをあわせて指
示してございます。それから、減額承
知申請の手続をとり得るということにつ
きましましては、予定納稅基準額の通
知を出します場合には、その通知書に
もそうしたことが書いてござります
し、また同封するパンフレットにもそ
の手続等を詳しく書いてござります。
そうしたことと、今回のこの被害を受
けられた方々に対する税の取り扱いが
実情に即したものになるように、手を
打つておるところであります。
○森部隆輔君 重ねてお尋ねいたした
いのであります、個々の農家が申請
しなければならぬのですか、個々に所
轄税務署に。

そういう安い方法をとることは考えられないのですか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○説明員(喜多村健三君) 一応申請書は個々の名前で一枚々々出していただいく。ただし、それの作成は、たとえば農協で全部代筆して書くとか、まとめて出す、そういうことは一般の申告の場合にもあり得ることでございまして、そうした手続をまとめて出していただくということはあり得ても、一応の申請書は別々に出していただく。各人別の名前で出していただく。ただ、その審査にあたりましては、税務署における審査におきましては、大体その地方で一帯に何割なら何割の被害があつたという場合には、その処理は大体統一的にできるので、それほど審査に手間をとるということはないと思いまが、一応形式的に申請書だけは個々に一人ずつ出していただく、こういうことになつております。

